

1 改正の理由

総務省消防庁消防・救急課長、消防庁広域応援室長からの通知により、緊急消防援助隊の隊員として出動した場合の手当の創設について助言があったことに鑑み、本組合職員の特殊勤務手当についてもこれに準じた必要の改正を行うものである。

2 改正の概要

特殊勤務手当に緊急消防援助隊出動手当を創設する。

3 他自治体の類似する政策等

県内の消防業務を所管する自治体等においても、必要な措置が行われている又はその見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

令和 6 年 8 月 1 日付け消防消第 2 4 7 号、消防広第 1 8 8 号による消防庁消防・救急課長、消防庁広域応援室長通知

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表